

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十一号

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「第六号の四」を「第六号の四 第六号の四の二」に改める。

第十一条第二項中「及び第七十二条の三十九の四第三項」を「第七十二条の三十九の四第三項及び第七十二条の五十七の二第三項」に改める。

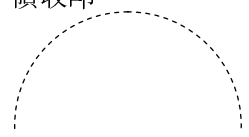

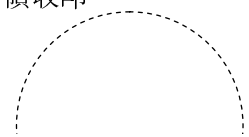
第十一条の三中「及び第七十二条の三十九の四第四項」を「第七十二条の三十九の四第四項及び第七十二条の五十七の二第四項」に改める。

第十一条の七第一項中「若しくは第七十二条の三十九の四第二項本文」を「第七十二条の三十九の四第二項本文若しくは第七十二条の五十七の二第二項本文」に改め、「第十二条の三第三項」の下に「第三十五条の四の二第二項」を加え、同条第二項中「若しくは第七十二条の三十九の四第二項本文」を「第七十二条の三十九の四第二項本文若しくは第七十二条の五十七の二第二項本文」に改める。

第二十一条第二項中「前項第一号に規定する証明に係る証明書を請求する場合は別記様式第三十七号又は別記様式第三十七号の二による納税証明書交付請求書を、前項第二号又は第三号に規定する証明に係る証明書を請求する場合は別記様式第三十七号の三又は別記様式第三十七号の四による県税に関する証明書交付」を「別記様式第三十七号による」に改める。

第二十五条第二項中「第五十三条第四十六項」を「第五十三条第四十項」に改め、同条第三項中「第五十三条第四十七項」を「第五十三条第四十一項」に改める。

別記様式第六号の四の次に次の一様式を加える。

納 付 書 広島県公金 (税)					領 収 済 通 知 書 広島県公金 (税)					領 収 証 書 広島県公金 (税)				
納 入 者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称) <div style="text-align: right;">納</div>					納 入 者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称) <div style="text-align: right;">納</div>					納 入 者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称) <div style="text-align: right;">様</div>				
	所 属	年度(区分)	科 目	納入通知書番号		所 属	年度(区分)	科 目	納入通知書番号		所 属	年度(区分)	科 目	納入通知書番号
金 額					金 額					金 額				
納 期 限					納 期 限					納 期 限				
納入請求 の 理 由					納入請求 の 理 由					納入請求 の 理 由				
				領収印 					領収印 					領収印 
広 島 県 庁 (税 務 課)					送 付 先 広 島 県 庁 (税 務 課)					納 入 場 所				
収納店保管 広島県公金					収納店→送付先 広島県公金					納入者保管 広島県公金				

◎ 金額は訂正することができません。

備考 用紙の大きさは、縦21.0センチメートル、横29.7センチメートルとする。

別記様式第十号の二(裏)(注)中「第56条第3項」のトに「及び第4項」を、
「第72条
の44第3項」のトに「及び第4項」を加える。
別記様式第二十七号を次のように改める。

納 税 証 明 書 交 付 請 求 書

県税に関する証明書

※太枠内を記入してください。

広島県知事 (県税事務所長) 様		年 月 日
請 求 者 (窓口に来られた方)	住 所 (所在地) カガナ 氏 名 (名称/代表者) 電話番号	(印)
委 任 者 (納税者)	※代理人が請求する場合は、下記に記入・押印又は委任状を添付してください。 この証明書の交付請求及び受領に関する権限を上記の者に委任します。 住 所 (所在地) カガナ 氏 名 (名称/代表者) 電話番号	(印)

次のとおり証明書の交付を請求します。(該当するものの「選択」欄に○印を記入してください。)

1 証明書の使用目的

選択	使用目的	選択	使用目的
<input type="checkbox"/>	入札参加資格審査申請	<input type="checkbox"/>	建設業許可申請 (新規・更新)
<input type="checkbox"/>	融資のため金融機関に提出	<input type="checkbox"/>	建設業決算変更届
<input type="checkbox"/>	補助金等交付申請	<input type="checkbox"/>	公益法人事業報告
<input type="checkbox"/>	自動車の所有権解除	<input type="checkbox"/>	酒類販売業免許申請
<input type="checkbox"/>	帰化申請	<input type="checkbox"/>	その他 ()

2 証明事項

選択	税 目	請 求 す る 年 度 又 は 内 容	部 数
<input type="checkbox"/>	全 税 目	<input type="checkbox"/> 滞納がないこと <input type="checkbox"/> 滞納処分を受けたことがないこと (過去 年分)	
<input type="checkbox"/>	法 人 県 民 税	事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日	
<input type="checkbox"/>	法 人 事 業 税 ・ 地 方 法 人 特 別 税	事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日	
<input type="checkbox"/>	個 人 事 業 税	年度分	
<input type="checkbox"/>	自 動 車 税	年度分 / 【登録番号】 広島・福山 ()	
<input type="checkbox"/>	() 税	年度分	

注1 請求者の確認のため、身分証明書(運転免許証、健康保険証等)をお持ちください。郵送の場合は、コピーを同封してください。

2 納付書により金融機関で手数料を納付した場合は、裏面に「払込証明書」を貼付してください。

収受印	別紙のとおり証明します。			
	証 明 書 番 号 : 第 _____ 号			
	起案:	. . .	決裁者	担当者
	決裁:	. . .		
	交付:	. . .		
領収印	手数料	請求者の確認欄		確認者
円確認		【顔写真あり】 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 税理士証票 <input type="checkbox"/> 身分証明書 ()	【顔写真なし】 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書	【顔写真なし】 <input type="checkbox"/> 身分証明書 () ()

別記様式第三十七号の二から第三十七号の四までを次のように改める。

別記様式第三十七号の二から別記様式第三十七号の四まで 削除

別記様式第四十一号を次のように改める。

広島県 県税事務所長様

市長 印

平成 年度個人県民税徴収状況報告書

（1表）個人の県民税に係る徴収状況を広島県税条例第41条第4項及び第5項の規定によつて、次のとおり報告します。

区 分	調 定	収 入 額				過 誤 納 付 金 未 済 額	不 納 欠 損 額				未 納									
		金 額		人 員			金 額		人 員		金 額		人 員							
		金 額	人 員	金 額	左のうち特別徴収分		金 額	左のうち特別徴収分	金 額	左のうち特別徴収分	金 額	左のうち特別徴収分	金 額	左のうち特別徴収分						
現年課税分	税 額	県民税及び市町民税の合計額				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	加算金	過少申告加算金	県民税に係るもの(県民税及び市町民税の合計額に係るものを〔 〕内に)	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
		不申告加算金	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
		重加算金	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
滞納繰越分	税 額	県民税及び市町民税の合計額				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	加算金	過少申告加算金	県民税に係るもの(県民税及び市町民税の合計額に係るものを〔 〕内に)	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
		不申告加算金	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
		重加算金	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
延滞金	県民税に係るもの(県民税及び市町民税の合計額に係るものを〔 〕内に)				[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	

（2表）

滞納額の処理状況 （二表）未納欄の内訳	区 分	徴収嘱託中		財産差押中		参加差押中		交付要求中		徴収猶予中		換価の猶予中		滞納処分の停止中		調査・折衝中		計		
		金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	
県民税の合計額及び市町	税 額	現年課税分	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
		滞納繰越分																		
	各種加算金の合計額																			
	計																			

（3表）

不納欠損額の内訳 （二表）不納欠損額欄	区 分	5年時効完成		執行停止中のもの								計					
				3年経過		5年時効完成		限定承認		その他							
		金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員				
県民税	税 額	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	各種加算金の合計額	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

（4表）

県民税の払込按分率
平成 年3月31日現在
0. _____

(裏)

- (注) 1 この報告書は、5月31日現在において作成し、6月30日までに2部提出すること。
- 2 1表中の「過誤納金還付未済額」欄には、市町が当該年度中の収入額のうち、5月31日現在なお還付未済となっている額を記入すること。この還付未済額は「収入額」に含まれているので、県民税及び市町民税合計額の行の未納額は次の算式によるものであること。
$$\text{調定} - (\text{収入額} - \text{過誤納金還付未済額}) - \text{不納欠損額} = \text{未納額}$$
- 3 1表の人員において、同一人が現年課税分と滞納繰越分に重複する場合でも、それぞれの欄に金額及び人員を計上すること。
- 4 1表中の「未納」欄の金額及び人員の合計は、2表中の「計」欄と一致させること。
- 5 1表中の「不納欠損額」欄の金額及び人員の合計は、3表中の「計」欄と一致させること。
- 6 2表中の「調査・折衝中」及び「計」欄の()内には、出納閉鎖期日後、資料調整までの間において、納付を確認できた額(4,5月分滞納繰越分)を記入すること。
- 7 3表中の()内には、うち特別徴収分を記入すること。
- 8 2表及び3表において、同一人が複数の区分に該当する場合の人員については、主たる区分の欄に計上し、1表の人員と一致させること。金額については、該当する区分の欄にそれぞれ計上し、1表の金額と一致させること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第四十四号の四中「第53条第46項」を「第53条第40項」と改める。

「
第44項
別記様式第四十四号の五中 地方税法第53条第45項の規定により別紙のとおり 届出
第46項 第46項 通知

」
第38項
がありました。を 地方税法第53条第39項の規定により別紙のとおり 届出
第40項 第40項 通知
」

ました。に、同様式備考一中「第53条第44項若しくは第45項」を「第53条第38項
」

若しくは第39項」を、「同条第46項」を「同条第40項」と改める。

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第二条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように
改正する。

第十五条第一項及び第二項中「第七十二条の三十九の四第一項本文」の下に、「第七十
二条の五十七の二第一項本文」を加える。

第十九条第一項中「第七十二条の三十九の四第二項本文」の下に、「第七十二条の五十
七の二第二項本文」を、「第七十二条の三十九の四第三項」の下に、「第七十二条の五十
七の二第三項」を加える。

第二十六条の二第一項中「県税規則別記様式第六号の四」の下に、「県税規則別記様式
第六号の四の二」を加える。

別記様式第十五号を次のように改める。

様式第15号（第7条関係）

平成 年 月 日

広島県知事様

県税事務所長

平成 年度個人県民税徴収状況報告書

(1表)

区	分	調 定		収 入 額		過 誤 納 付 額 金 還 済 未 済	不 納 欠 損 額				未 納										
		金 額		人 員			金 額		人 員		金 額		人 員								
		金 額	人 員	金 額	人 員		金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員							
現年課税分	税 額	県民税及び市町民税の合計額		円	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	加算金	過少申告加算金	県民税に係るもの(県民税及び市町民税の合計額に係るものを〔 〕内に)		[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
		不申告加算金	同上		[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
		重 加 算 金	同上		[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
滞納繰越分	税 額	県民税及び市町民税の合計額																			
	加算金	過少申告加算金	同上		[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
		不申告加算金	同上		[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
		重 加 算 金	同上		[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
延 滞 金	県民税に係るもの(県民税及び市町民税の合計額に係るものを〔 〕内に)		[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]		

(2表)

滞納額の処理状況 (一表)未納欄の内訳	区	分	徴収嘱託中		財産差押中		参加差押中		交付要求中		徴収猶予中		換価の猶予中		滞納処分の停止中		調査・折衝中		計		
			金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	
県民税の合計額 及び市町	税 額	現年課税分	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	
		滞納繰越分																()	()	()	()
	各種加算金の合計額																	()	()	()	()
	計																	()	()	()	()

(3表)

不納欠損額 (一表)未納欠損額欄の内訳	区	分	5年時効完成		執行停止中のもの								計					
					3年経過		5年時効完成		限定承認		その他							
			金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員				
県民税	税 額	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	各種加算金の合計額		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	計		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(注) この報告書は、市町から報告された県税規則別記様式第41号によつて作成し、報告された同様式の写しを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中第六条の改正規定、第二十一条の改正規定、別記様式第六号の四の次に一様式を加える改正規定、別記様式第三十七号を次のように改める改正規定及び別記様式第三十七号の二から別記様式第三十七号の四までを次のように改める改正規定並びに第二条中第二十六条の二の改正規定 平成二十九年四月一日
 - 二 第一条中第十一条、第十一条の三及び第十一条の七の改正規定並びに第二条中第十五条及び第十九条の改正規定 平成三十年一月一日
- (旧様式による用紙に関する経過措置)
- 2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。